

大通達甲（備）第2号  
平成26年2月27日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

大 分 県 警 察 本 部 長

大規模災害発生時等における大分県警友会への支援要請について（通達）

大規模災害が発生した場合、警察においては、住民の避難誘導、救出・救助、交通規制等の災害警備活動のほか、災害に便乗した犯罪への対応、行方不明者の安否確認等の各種業務が激増することが予想される。

また、大規模な警衛・警護警備等を実施する場合は、多くの警察職員がその対応に従事することとなり、各種警察活動に影響を与えることが懸念される。

これらを踏まえ、この度、大分県警察本部（以下「警察本部」という。）と一般財団法人大分県警友会（以下「警友会」という。）との間で協定を締結し、大規模災害発生時等における警友会の会員による警察活動への支援を要請できる制度を構築したところである。

協定の目的、支援要請の手続、運用上の留意事項等については、下記のとおりであるので、その運用に誤りのないようになされたい。

## 記

### 1 協定の目的

協定は、大規模災害発生時、大規模警衛・警護警備その他警察職員の大量動員を要する事案（以下「大規模災害発生時等」という。）において、警友会の会員による警察活動への支援を受けることにより、警察業務を円滑に推進し、県民の安全と安心を確保することを目的として締結したものである。

### 2 協定の内容

大規模災害発生時等における支援に関する協定（別添）のとおり。

### 3 支援の要請等

#### (1) 支援の要請手続

ア 警察署長は、大規模災害発生時等において、警友会の支援員（以下「支援員」という。）による支援（以下「支援」という。）が必要と認める場合は、支援要請申出書（第1号様式）により、警備部警備第二課長を経由して警察本部長に支援を申し出るものとする。

イ 警察本部長は、前記アに規定する申出を受けた場合において、支援が必要と認めるときは、警友会会長と事前に支援内容について調整の上、支援要請書（第2号様式）により警友会会長に支援を要請するものとする。

ウ 前記アに規定する申出及び前記イの要請は、事態が急迫し文書によることができない場合は、口頭により行うことができるものとする。この場合においては、事後速や

かに文書を送付するものとする。

(2) 支援の内容

ア 大規模災害発生時

警察署、交番及び駐在所における警察官の権限を伴わない事務とし、おおむね次に掲げるものとする。

(ア) 支援に関わる情報を入手した場合の警察官等への連絡

(イ) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言

(ウ) 遺失物及び拾得物に関する警察官等の補助

(エ) その他警察活動の支援に必要と認められる事項

イ 大規模警衛・警護警備

行(幸)啓先の直近又は沿道の歓送迎場所において歓送迎者の整理誘導等に当たる警察官の補助的な活動とする。

(3) 支援の場所

支援の場所は、原則として、各支援員の住居地を管轄する警察署の管轄区域内とされているが、大規模災害発生時等において、会員数の少ない警友会の支部の支援員のみでは警察署への支援が十分に実行できない場合は、他の警察署の管轄区域における活動も考えられる。

(4) 報酬及びボランティア保険

ア 支援員の活動は、報酬の伴わないボランティアとなることから、警友会及び支援員に対する報酬は支払わないこととされている（協定第6条）。

イ 警察本部は、支援の要請を行った場合は、支援員の活動中の怪我等に対応するため、ボランティア保険に加入することとされている（協定第8条）。

4 留意事項

(1) 交番等の勤務員が不在の場合の措置

支援員の活動は、警察官の権限を伴わない補助的な事務に限られていることから、警察署長は、交番又は駐在所の勤務員が緊急用務で現場臨場し、当該交番又は駐在所に支援員のみを残し勤務員が不在となった場合は、速やかにその状態を解消できるよう配慮すること。

(2) 支援活動の時間等

支援員の支援活動は、週3日程度、午前9時から午後5時までの間の6時間程度で実施するとの意向が示されているので、支援要請の参考とすること。

(警備第二課災害係)

## 大規模災害発生時等における支援に関する協定

一般財団法人大分県警友会（以下「甲」という。）と大分県警察本部（以下「乙」という。）は、甲の社会貢献活動の一環として実施する大規模災害発生時、大規模警衛警護警備その他警察職員の大量動員を要する事案（以下「大規模災害発生時等」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等において、甲から支援を得ることで、乙の業務を円滑に推進し、もって県民の安全と安心を確保することを目的とする。

### （支援の要請手続）

第2条 乙は、大規模災害発生時等において、必要があると認めるときは、甲に対し、支援を要請するものとする。

2 前項の規定による乙の支援要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、事態が急迫し文書によることができない場合は、口頭等によることができる。

- (1) 要請の種別
- (2) 要請の理由
- (3) 履行の期日又は期間及び時間
- (4) 履行の場所
- (5) 要請の人数
- (6) 要請の内容
- (7) その他必要な事項

3 乙は、口頭等により支援要請をしたときは、事後速やかに文書を送付するものとする。

4 乙は、第1項の規定による支援要請について変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

5 乙は、支援を得る必要がなくなったときは、速やかに文書等により甲に通知するものとする。

### （支援員の選定等）

第3条 甲は、乙から前条第1項の規定による支援要請を受けたときは、乙と協議した上、大分県警友会各支部（以下「各支部」という。）に対し、支援員の派遣を要請するものとする。

2 前項の規定による派遣要請を受けた各支部は、会員の希望者の中から支援員を選定するものとする。また、速やかに支援員名簿（以下「名簿」という。）を甲へ提出するものとする。

3 甲は、各支部から提出された名簿を速やかに乙へ送付するものとする。

### （支援の内容等）

第4条 乙が第2条第1項の規定により甲に要請する支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援に関わる情報を入手した場合の警察官等への連絡

- (2) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (3) 遺失物及び拾得物に関する警察官等の補助
- (4) 警衛警護警備における歓送迎者の整理誘導等による警察官等の補助
- (5) その他警察活動の支援に必要と認められる事項

2 支援員は、前項に掲げる支援を実施するため、原則として支援員の住居を管轄する警察署管内において、当該警察署、交番・駐在所、警衛警護警備における歓送迎場所等乙の要請する場所で活動するものとする。

#### (安全の確保)

第5条 乙は、支援員に対し、支援の内容に応じて安全の確保に十分に配慮するとともに、支援員が円滑に活動できるよう資機材の整備等必要な環境の整備に努めるものとする。

#### (経費の負担)

第6条 乙は、第2条の規定による支援要請を行った場合において、甲及び支援員に対する報酬は支払わないものとする。

#### (ボランティア保険)

第7条 乙は、甲に支援を要請したときは、要請の人数についてボランティア保険に加入するものとする。

#### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

#### (協定の有効期間及び継続)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。  
2 有効期間が満了する日の30日前までに甲乙のいずれからも継続しない旨の書面による通知がないときは、前項の規定にかかわらず、有効期間を1年間延長するものとする。翌年度以降、有効期間が満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月5日

甲 一般財団法人 大分県警友会

会長 稲月 澄夫

乙 大分県警察本部長

警視長 大澤 裕之

第1号様式

支 援 要 請 申 出 書

第 年 月 日  
号

大分県警察本部長 殿

警察署長

大規模災害発生時等における支援に関する協定に基づき、次のとおり警友会に対する支援要請の申出をします。

1 要請の種別	
2 要請の理由	
3 支援の期日又は期間及び時間	
4 要請の場所	
5 要請の人数	
6 要請の内容	
7 その他必要な事項	

第2号様式

支 援 要 請 書

年 月 日

一般財団法人  
大分県警友会会長 殿

大分県警察本部長

大規模災害発生時等における支援に関する協定に基づき、次のとおり支援を要請します。

1 要請の種別	
2 要請の理由	
3 履行の期日又は期間及び時間	
4 履行の場所	
5 要請の人数	
6 要請の内容	
7 その他必要な事項	